



事業主の皆様へ

平成28年11月20日  
社会保険労務士法人 リヴル総研  
代表社員 奥村 繁子

朝夕の冷え込み、日増しに寒さが身にしみるようになりました。

皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて今月は、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）、年末調整・個人情報の注意事項などをお知らせいたします。

## 特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)

生活保護受給者や生活困窮者を新たに雇い入れた事業主に支給される助成金です。

以下の①～③のいずれにも当てはまる方をハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により常用労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

### ① 生活保護受給者又は生活困窮者

…「生活保護受給者」とは、現に生活保護を受給中の方であって、生活保護の申請段階の方や過去に生活保護を受給していた方は含みません。「生活困窮者」とは、自治体が自立支援計画の作成を行った方であり、計画に記載された目標の達成時期が到来していない方に限ります。

### ② 自治体よりハローワークに対し就労支援の要請がなされている方

…自治体が労働局・ハローワークと「生活保護受給者等就労自立促進事業」に係る協定を締結し、この協定に基づき就労支援の要請がなされた方が対象です。

### ③ 自治体とハローワークが連携して行う就労支援の期間内の方

…自治体からの支援要請を受け、自治体とハローワークにおいて定める就労支援期間内の方が対象です。

《支給額》 対象期間を6カ月ごとに区分し一定額を支給します

対象労働者	企業規模	支給対象期間	支給額		
			第1期	第2期	支給総額
短時間労働者	大企業	1年	25万円	25万円	50万円
以外の労働者	中小企業	1年	30万円	30万円	60万円
短時間労働者	大企業	1年	15万円	15万円	30万円
	中小企業	1年	20万円	20万円	40万円

### 《対象となる事業主の要件について》

特定求職者雇用開発助成金の要件が、27年度より厳しくなっていますのでご注意ください。  
詳しくはリヴル総研までお問い合わせ下さい。



## 年末調整の季節です

自民党税制調査会が2017年度税制改正に向けた議論を開始し、配偶者控除について、年収要件を現在の「103万円以下」から「150万円以下」などに引き上げる見込みです。ニュースなどで取り上げられていますが、**今年は103万円以下で変更なし**ですので、ご注意ください。



「平成29年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を回収する折には、事業所が**マイナンバー管理台帳**を作成していれば、前年と変更がない場合はマイナンバーの記載は必要ありません。



扶養者としている家族（配偶者・子ども等）の**所得をご家庭内で確認**してください。扶養者の所得が正確でないと、**2年間遡及して再年末調整**を求められます。



添付する必要がある書類は、全て提出されていますか。年の途中で入社の方で前職がある場合は、**前職の源泉徴収票**が必要です。また、**住宅借入金等特別控除**がある場合は、金融機関の**残高証明書**が必要です。**連帯保証人**がいる場合は、備考に記載してください。



平成28年の扶養申告書を貰っていないのに、給与計算時に甲欄で所得税を計算していませんか？そのような場合は、今回平成29年分と一緒に提出してもらいましょう。なお、本来は年の途中で入社の方には、入社時に扶養申告書を提出してもらってください。扶養申告書がないのに甲欄で計算してはいけません。



## マイナンバーの取り扱いが増えてきます

日本年金機構より、平成29年1月から健康保険組合に資格取得届を提出する際にマイナンバー（個人番号）が必要になると11月4日に発表されました。

社会保険全体の届出にも近々、マイナンバーが必要になってくることが予想されます。年末調整では従業員だけでなく、扶養親族のマイナンバーも取り扱うことになります。今後、社会保険の手続きでスムーズに対応出来るように、マイナンバーの管理をお願いいたします。

ご不明な点は、リヴル総研までお問合せ下さい。

### リヴル総研よりお知らせ

弊社の法人番号は 6 2 1 0 0 0 5 0 0 9 3 7 3 です。

## 個人情報の取り扱いについて

中小企業、小規模事業者のみなさまへ。平成29年春頃より、すべての事業者に個人情報保護法が適用されます。マイナンバー（個人番号）など、個人情報を扱うことの多い年末調整の時期に、お客様や従業員の個人情報を適切に扱っているか、意識されてはいかがでしょうか。

### 個人情報保護法の5つの基本チェックリスト

#### その1 個人情報を取得する時のルール

個人情報を取得する際、何の目的で利用されるか



ご本人に伝わっていますか？

#### その2 個人情報を利用する時のルール

取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか？



#### その3 個人情報を保管する時のルール

取得した個人情報を安全に管理していますか？



#### その4 個人情報を他人に渡す時のルール

取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか？



※委託の場合は除きます

#### その5 本人から個人情報の開示を求められた時のルール

「自分の個人情報を開示してほしい」とご本人から言われて、断っていませんか？



現在、適用除外とされている小規模事業者（保有する個人情報が5000人以下の企業）も、法改正により個人情報保護法の対象となります。全部チェックできなくても、これから対応すれば問題ありませんので、ご安心下さい。

詳しくはリヴル総研までお問い合わせ下さい。

## 賞与支払届を忘れずに

この時期は、賞与を支給される事業所様も多いと思います。支払日から5日以内に賞与支払届を提出する必要がありますので、担当者までご連絡下さい。

## トピックス



### 賃上げ実施の中小企業の法人税額を拡大へ

政府・与党は、2017年度の税制改正で、所得拡大促進税制による法人税減税額を拡大する方針を明らかにしました。企業が一定程度従業員への給与支給総額を増やした場合に増加分の10%を法人税額から差し引く仕組みで、中小企業については20%に引き上げます。賃上げは非正規社員の時給等の引上げや賞与支給額の増加も対象とします。



### マタハラ防止措置講じない求人は受理せず

厚生労働省は、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）について法律で義務づけられる防止措置を講じなかった企業の求人をハローワークで受理しないように制度を改める方針です。同省の調査により法違反が見つかれば是正勧告を行い、それにも従わずに起業名が公表されれば求人を受理しないこととします。関連する政令を改正し、来年1月から施行する考えです。



### 「年金受給資格期間 10年に短縮」衆議院で法案可決

年金の受給資格期間を現行の25年から10年に短縮する「年金機能強化法改正案」が衆議院本会議で可決され、参議院に送られました。今国会で成立する見通しで、法律の施行は来年8月です。9月分の年金（支給月は10月）から対象になります。改正法による対象者は、基礎年金（国民年金）で約40万人、厚生年金で約24万人の見込みです。



### フリーター等の正社員雇用で助成金支給へ

厚生労働省は、就職氷河期世代のフリーターらを正社員として雇い入れた企業に対する助成制度を新設する方針を明らかにしました。非正規社員を正社員として雇用した場合に1人当たり60万円を支給されます（雇い入れから6カ月在籍で30万円、さらに6カ月在籍で30万円）。2017年度より実施する考えです。



### 雇用関係助成金を統廃合へ

厚生労働省は、現在36ある助成金を統廃合して16に削減する方針を示しました。予算消化割合の低い助成金は原則廃止とし、目的が似通った助成金については再編を行う。また、1人当たりの生産性が伸びている企業向けの助成金を手厚くすることを目的に生産性要件をキャリアアップ助成金などの9つの助成金で導入する考えです。今年10月から最低賃金が大幅に引き上げられたことを受けて中小企業の収益力向上を後押しします。

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

Tel 0776-68-1600